

太田市都市計画税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和8年6月30日

太田市長 穂 積 昌 信

太田市条例第23号

太田市都市計画税条例の一部を改正する条例

太田市都市計画税条例（平成17年太田市条例第76号）の一部を次のように改正する。

附則第18項を附則第19項とし、附則第17項を附則第18項とする。

附則第16項中「附則第8項及び第10項」を「附則第9項及び第11項」に、「附則第8項及び第11項」を「附則第9項及び第12項」に、「附則第9項、第11項及び第12項」を「附則第10項、第12項及び第13項」に、「附則第11項から第13項」を「附則第12項から第14項」に、「附則第13項」を「附則第14項」に、「附則第14項」を「附則第15項」に改め、同項を附則第17項とする。

附則第15項中「附則第13項」を「附則第14項」に改め、同項を附則第16項とし、附則中第14項を第15項とし、第13項を第14項とする。

附則第12項中「附則第8項」を「附則第9項」に改め、同項を附則第13項とする。

附則第11項中「附則第8項」を「附則第9項」に改め、同項を附則第12項とする。

附則第10項中「附則第8項」を「附則第9項」に改め、同項を附則第11項とし、附則中第9項を第10項とし、第8項を第9項とす

る。

附則中第7項を第8項とし、第6項の次に次の1項を加える。

(法附則第15条の11第1項の条例で定める割合)

- 7 法附則第15条の11第1項に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の1とする。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 平成30年4月1日から令和8年3月31日までの間に地方税法等の一部を改正する法律（令和8年法律第2号）第1条の規定による改正前の地方税法（昭和25年法律第226号）附則第15条の11第1項に規定する利便性等向上改修工事が行われた同項に規定する改修実演芸術公演施設に対して課する都市計画税については、なお従前の例による。